

9. 放射線業務従事者の2年間の関係事業所数及び経過線量

[平成18年度～19年度]

2年間関係 事業所数 線量 (mSv)	1	2	3	4	5	6	7	8以上	計 人 (%)
5以下	52,784	10,976	3,833	1,689	816	350	127	78	70,653 (88.7)
5を超え10以下	1,612	1,218	729	407	248	122	37	15	4,388 (5.5)
10を超え15以下	604	572	401	239	139	83	25	12	2,075 (2.6)
15を超え20以下	296	383	244	154	105	52	17	11	1,262 (1.6)
20を超え25以下	152	196	115	67	52	40	28	10	660 (0.8)
25を超え30以下	79	92	74	54	27	32	14	8	380 (0.5)
30を超え40以下	48	70	50	31	12	16	12	6	245 (0.3)
40を超え50以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0)
50を超え60以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0)
60を超え70以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0)
70を超え80以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0)
80を超え90以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0)
90を超え100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0)
100を超える	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0)
合計人数 (%)	55,575 (69.8)	13,507 (17.0)	5,446 (6.8)	2,641 (3.3)	1,399 (1.8)	695 (0.9)	260 (0.3)	140 (0.2)	79,663 (100.0)
平均線量 (mSv)	0.9	3.0	4.6	5.6	6.3	8.2	9.6	8.3	1.9

[表の見方]

- 放射線業務従事者の線量限度は、5年間につき100mSv及び1年間につき50mSv。なお、5年間は平成13年4月1日以後5年毎に区分した各期間。
- 例えば、表における線量5mSvを超え10mSv以下の2年間関係事業所数5「248」という値は、平成18年度～19年度2年間に5ヶ所の事業所で放射線業務を行い、その線量が5mSvを超え10mSv以下であった者が248人であったことを示します。